

大 個 審 第 6 号
(答 申 第 2 7 0 号)
平成 2 7 年 5 月 1 5 日

大 阪 府 知 事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 角 松 生 史



「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について（答申）

平成 2 7 年 4 月 9 日付け市第 1 2 1 0 号で諮問のありました標記の特定個人情報保護評価書について、次のとおり当審議会の意見を答申します。

1 審議結果

本評価書については、特定個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に定める審査の観点に基づき点検した結果、指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。

また、本評価書の内容については、平成 2 7 年 4 月 1 7 日開催の審議会での意見を踏まえ、評価実施機関から記載内容を一部追記・修正した評価書が提出された。

修正後の評価書の内容は、指針に定める特定個人情報保護評価の目的に照らし概ね妥当なものと認められるが、府民の一層の理解を得るため、一部の記載事項については追記・修正を行い、記載内容のより一層の明確化を図ることが必要と考えられる。

2 追記・修正すべき事項

- (1) 「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」について、わかりやすい表現で記載する必要がある。
- (2) 特定個人情報の消去方法について、最終的に消去したデータが復元できない旨を追記する必要がある。
- (3) 特定個人情報の使用の記録について、システムの操作履歴（業務アクセスログ・操作ログ）を記録し、システム利用部署に提供することとされているが、システム利用部署へ提供する目的について明確に記載する必要がある。
- (4) 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクにおけるリスクに対する措置の内容において、使用者・委託先等に対する指導の内容について、具体的に記載する必要がある。
- (5) 委託については、委託先の情報保護管理体制や委託業務に係る作業者の確認について追記の必要がある。
- (6) 特定個人情報の提供・移転の記録について、保存期間についての記載がないが、具体的な保存期間を明確に記載する必要がある。なお、削除を行わない場合には、その旨を記載する必要がある。

- (7) 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクについて、特定個人情報が記載された帳票等の紙媒体に関しては、大阪府公文書管理規則等の規定に基づき行政文書としての廃棄等の処理を行うことを記載する必要がある。

(答申に関与した委員の氏名)

渡邊真治、正木宏長、春名麻季